

## 福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付要綱（警察庁）

### 第1 総則

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第46条第3項に基づく生活拠点形成交付金のうち、警察庁所管事業に係るもの（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（令和3年4月1日付け復本第576号、警察庁甲官発第48号、2文科政第156号、厚生労働省発会0401第1号、2農振第3038号、国官会第26915号、循環適発第2104012号。以下「実施要綱」という。）第8の1に規定する基金を造成する事業に対して交付するものを除く。以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）、実施要綱、警察法（昭和29年法律第162号）、警察法施行令（昭和29年政令第151号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他特別の定めによるもののほか、この要綱によるものとする。

### 第2 交付の目的

この交付金は、福島県及び法第45条第1項に規定する避難先市町村の存する都道府県に交付金を交付し、同項に規定する生活拠点形成事業計画に基づく法第46条第1項に規定する生活拠点形成事業等を実施することを目的とする。

### 第3 交付対象事業

交付対象事業は、実施要綱第2の1に規定する基幹事業のうち実施要綱別表B-1に掲げる交通安全施設等整備事業であって、次の(1)から(9)に掲げる事業等とする（一覧については別紙のとおり）。

- (1) 交通管制センターの設置及び改良
- (2) 交通管制センターに係る端末装置の設置及び改良
- (3) 信号機の改良
- (4) 信号機の新設
- (5) 信号機の移設
- (6) 配線地中化
- (7) 道路標識の設置
- (8) 道路標示の整備

- (9) (1)から(7)までに掲げる事業（路側式かつ固定式の道路標識の設置を除く。）  
に必要な調査

#### 第4 交付金交付手続

##### 1 交付金の交付額

交付対象事業に対する毎年度の交付額は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付額} = A + B$$

A：交付対象事業の事業種別ごとに定める数量、単価等を基準として算定した所要額(a)に、基本国費率(b=10分の5)を乗じて得られる額(a×b)

B：所要額(a)から、Aを減じた額に1/2を乗じて得られる額((a-A)×1/2)

##### 2 交付金の交付申請

適正化法第5条の規定により交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付対象事業の執行までの間に、当該年度の交付対象事業について、生活拠点形成交付金交付申請書（別記様式第1）を警察庁長官（以下「長官」という。）に提出するものとする。

##### 3 電磁的記録

適正化法第26条の2に規定する長官が定める電磁的記録は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録であつて、長官の使用に係る電子計算機による情報処理の用に供することができるものとする。

##### 4 電磁的方法による申請等

申請者又は交付金の交付を受けて交付対象事業を行う者（以下「交付対象事業者」という。）は、2に基づく交付の申請、7の(1)に基づく事業の変更の申請、8に基づく事業の中止（廃止）の申請、9の(2)に基づく交付の申請の取下げ又は10に基づく実績報告（以下「交付申請等」という。）について、警察文書伝送システム（「警察WANシステム運用管理要綱」（令和2年2月28日付け警察庁情管発第21号別添）第2の6に規定する「警察文書伝送システム」をいう。以下同じ。）により行うことができる。

##### 5 電磁的方法による通知

長官は、4に基づき行われた交付申請等に係る6に基づく交付決定の通知、7の(2)に基づく変更交付決定の通知又は11に基づく額の確定の通知について、申請者又は交付対象事業者が書面により通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を警察文書伝送システムにより行うことができる。

##### 6 交付決定の通知

適正化法第8条の規定による生活拠点形成交付金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知は、生活拠点形成交付金交付決定通知書（別記様式第2）を送付して行うものとする。

なお、適正化法第7条に基づく交付条件は、同通知書に記載のとおりとする。

#### 7 交付対象事業の変更

(1) 交付対象事業者は、適正化法第7条第1項第1号又は第3号の規定に基づく変更の承認を受けようとする場合においては、生活拠点形成交付金交付対象事業計画変更承認申請書（別記様式第3）を長官に提出しなければならない。

(2) 長官が、(1)による変更の申請を承認し、交付対象事業に要する経費の配分又は交付対象事業の内容を変更して交付決定をした場合における通知は、生活拠点形成交付金変更交付決定通知書（別記様式第4）を送付して行うものとする。

#### 8 交付対象事業の中止又は廃止

交付対象事業者は、適正化法第7条第1項第4号の規定に基づく中止又は廃止の承認を受けようとする場合においては、生活拠点形成交付金交付対象事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5）を長官に提出しなければならない。

#### 9 交付金の交付申請の取下げ

(1) 適正化法第9条第1項の規定により交付金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、交付決定（7の(2)の交付決定を含む。）の通知を受けた日から1か月以内とする。ただし、長官が特に必要があると認めるときは、その期日を延長することができる。

(2) 交付金の交付の申請の取下げをしようとする者は、生活拠点形成交付金交付申請取下書（別記様式第6）を(1)の期日までに長官に提出しなければならない。

#### 10 実績報告

(1) 交付対象事業が完了した場合（8の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）において交付対象事業者が適正化法第14条の規定により行う実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、生活拠点形成交付金実績報告書（別記様式第7）を長官に提出して行わなければならない。ただし、長官が特に必要があると認めるときは、その期日を延長することができる。

(2) 交付対象事業が完了せずに交付決定に係る国の会計年度が終了した場合において交付対象事業者が適正化法第14条の規定により行う実績報告は、当該年度の翌年度の4月30日までに、生活拠点形成交付金年度終了実績報告書（別記様式第8）を長官に提出して行わなければならない。

#### 11 交付金の額の確定等

長官が、10の(1)による交付対象事業の完了又は廃止に係る実績報告を受け、交

付金の額を確定した場合における適正化法第15条の規定による通知は、生活拠点形成交付金額確定通知書（別記様式第9）を送付して行うものとする。

## 第5 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

交付対象事業一覧

事業			
管制センター			
管制端末装置			
信号機改良	プログラム多段系統化		
	プロファイル化(端末自律分散方式)		
	全感応化		
	半感応化		
	プログラム多段化		
	押ボタン化		
	閑散時押ボタン化		
	閑散時半感応化		
	速度感応化		
	右折感応化		
	多現示化		
	歩車分離化		
	歩行者感応化		
	視覚障害者用付加装置		
	高齢者等感応化		
	音響式歩行者誘導付加装置		
	歩行者支援装置Ⅰ		
	歩行者支援装置Ⅱ		
	歩行者支援装置Ⅲ		
	信号機電源付加装置Ⅰ		
	信号機電源付加装置Ⅱ		
	信号灯器改良(LED化)	車両用灯器	歩行者用灯器(経過時間表示機能付)
	信号機新設	全感応	
半感応			
プログラム多段			
押ボタン			
車両用灯器			
歩行者用灯器			
歩行者用灯器(経過時間表示機能付)			
信号機移設Ⅰ			
信号機移設Ⅱ			
配線地中化			
道路標識	オーバーヘッド	可変式	灯火式
		固定式	反射式
			灯火式
		固定式	反射式
	灯火式		
	オーバーハング	可変式	灯火式
		固定式	反射式
	路側式	照明灯付横断歩道標識	
		可変式	
		固定式	
固定式(高輝度)			
固定式(自発光)			
道路標示	横断歩道		
	横断歩道(高輝度)		
	横断歩道(エスコートゾーン)		
	実線		
実線(高輝度)			

発 番 号  
令和 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○

令和 年度生活拠点形成交付金交付申請書

見出しのことについては、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

警察庁指令第 号

生活拠点形成交付金交付決定通知書

令和 年 月 日付け で申請のあった令和 年度生活拠点形成交付金については、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第3条第2項及び「福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱」（令和3年4月1日付け復本第576号、警察庁甲官発第48号、2文科政第156号、厚生労働省発会0401第1号、2農振第3038号、国官会第26915号、循環適発第2104012号。以下「実施要綱」という。）第2の1(3)の規定により算出し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

□ □ □ 知 事 殿

警察庁長官 ○ ○ ○ ○

- 1 この交付金は、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する生活拠点形成事業計画に基づく法第46条第1項に規定する生活拠点形成事業等を実施することを目的とし、交付の対象となる事業は、実施要綱第2の1に規定する基幹事業のうち、実施要綱別表B-1に掲げる交通安全施設等整備事業とする。
- 2 交付対象事業に要する経費の額及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付対象事業の内容が変更された場合における交付対象事業に要する経費の額及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

交付対象事業に要する経費の額	金	千円
交付金の額	金	千円
- 3 交付対象事業に要する経費の額の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は別紙のとおりである。
- 4 交付金の確定額は、警察法施行令第3条第2項及び実施要綱第2の1(3)により算出された配分経費に対する交付金の額（「福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形

成) 交付要綱(警察庁)」(令和3年4月15日付け警察庁丁会発第440号、丁規発第61号別添1)第4の7(2)の規定による変更交付決定を行った場合は変更後の額)と交付対象事業に要した配分経費ごとの実績額に100分の75を乗じて得た額とのいずれか低い額とする。

5 交付対象事業者は、この交付金に関する法令に従わなければならない。

6 交付対象事業に要した経費については、その収支を明らかにした当該都道府県の予算及び決算に関する調書を作成し、5年間保管すること。

7 交付条件は次のとおりである。

(1) 交付対象事業に要する経費の配分の変更(警察庁長官(以下「長官」という。)の定める軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ長官の承認を受けること。

(2) この交付金は、交通安全施設等の整備以外に使用しないこと。

(3) 交付対象事業の内容の変更(長官の定める軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ長官の承認を受けること。

(4) 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに長官に報告し、その承認を受けること。

(5) 交付対象事業が交付決定のあった年度内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに長官に報告して、その指示を受けること。

(6) 交付対象事業により取得した財産は、各都道府県で定められた規則等に基づき、当該交付対象事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理をするとともに、交付金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。

(7) 交付対象事業が完了したとき(交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日(交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときは当該承認の日)から起算して1か月を経過した日又は交付金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、生活拠点形成交付金実績報告書を長官に提出すること。

(8) この交付金の交付決定に対して不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、交付の決定の通知(変更交付の決定の通知を含む。)を受けた日から起算して1か月以内とする。



発 番 号  
令和 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○

令和 年度生活拠点形成交付金交付対象事業計画変更承認申請書

先に交付の決定を受けた令和 年度生活拠点形成交付金交付対象事業の内容の  
変更については、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

警察庁指令第 号

生活拠点形成交付金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け警察庁指令第 号をもって交付決定した生活拠点形成交付金については、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第3条第2項及び「福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱」（令和3年4月1日付け復本第576号、警察庁甲官発第48号、2文科政第156号、厚生労働省発会0401第1号、2農振第3038号、国官会発第26915号、循環適発第2104012号）第2の1の規定により算出し、次のとおり交付決定の内容を変更することに決定したので通知する。

令和 年 月 日

□ □ □ 知 事 殿

警察庁長官 ○ ○ ○ ○

- 1 交付対象事業に要する経費の額  
別紙のとおり
- 2 交付金の額  
別紙のとおり

発 番 号  
令和 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○

令和 年度生活拠点形成交付金交付対象事業中止（廃止）承認申請書

先に交付の決定を受けた令和 年度生活拠点形成交付金交付対象事業については、下記の理由により中止（廃止）したいので申請します。

記

- 1 交付対象事業の中止（廃止）理由
- 2 交付対象事業の中止期間及び再開後の完了期日
- 3 その他必要な書類

発 番 号

令和 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○

令和 年度生活拠点形成交付金交付申請取下書

先に交付の決定を受けた令和 年度生活拠点形成交付金については、下記の事項に不服があるので交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付を通知された交付金額
- 2 申請年月日
- 3 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
- 4 不服理由

発 番 号  
令和 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○

令和 年度生活拠点形成交付金実績報告書

先に交付を受けた令和 年度生活拠点形成交付金の実績については、別紙の  
おり報告します。

発 番 号  
令和 年 月 日

警 察 庁 長 官 殿

□□□知事 ○ ○ ○ ○

令和 年度生活拠点形成交付金年度終了実績報告書

先に交付を受けた令和 年度生活拠点形成交付金の年度終了に係る交付対象事業の令和 年3月31日現在における実績については、別紙のとおり報告します。

## 生活拠点形成交付金年度終了実績報告書

施設工事名	交付決定 通知年月日	交付決定 通知書 番号	着 工 年月日	完了予定 年月日	交付決定の内容		年度内遂行実績			翌年度繰越額		備 考
					補助事業に要 する経費の額 A	補助金額 B	事 業 進捗率 C	補助事業に要 する経費の額 D(A×C)	補助金額 E(B×C)	補助事業に要 する経費の額 F(A-D)	補助金額 G(B-E)	
交通安全施設 等整備					円	円	%	円	円	円	円	
○ 繰越理由												

備考1 「交付決定通知年月日」及び「交付決定通知書番号」の各欄には、それぞれ「福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付要綱（警察庁）」（令和3年4月15日付け警察庁丁会発第440号、丁規発第61号別添1。以下「要綱」という。）第4の6の規定による交付決定の通知年月日及び指令番号（要綱第4の7(2)の規定による変更交付決定を受けた場合は、変更交付決定の通知年月日及び指令番号）を記載すること。

2 「着工年月日」及び「完了予定年月日」欄には、それぞれ当該工事に係る工事請負契約における工事着手の時期及び工事完成の時期を記載すること。

3 「交付決定の内容」欄には、要綱第4の6の規定に基づく交付決定の通知を受けた補助事業に要する経費の額及び補助金の額（要綱第4の7(2)の規定による変更交付決定を受けた場合は、変更後の補助事業に要する経費の額及び補助金の額）を記載すること。

4 「事業進捗率」欄には、当該年度において計画していた事業規模に対する3月31日現在の進捗率を記載すること。

5 「繰越理由」欄には、当該年度において補助事業を繰り越さなければならなくなった具体的理由及び繰り越した事業の完了予定時期について記載すること。

6 提出に当たっては、工事出来高検査済証の写しを添付すること（年度内遂行実績が無い場合を除く。）。

警察庁指令第 号

生活拠点形成交付金額確定通知書

警察法（昭和29年法律第162号）第37条第3項及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第46条第3項の規定に基づき、令和 年度における生活拠点形成交付金として交付を決定した交付金額を次のとおり確定する。

令和 年 月 日

□ □ □ 知 事 殿

警察庁長官 ○ ○ ○ ○

交付金交付 決定通知書 番 号	区 分	交 付 決 定 額	交 付 確 定 額
	交 通 安 全 施 設	千円	千円





交付対象事業の内訳

(単位:千円)

種 別	単位	単 価	数量	事業に要する経費の額	交付金の額	備 考		
センター	—				—			
集中制御機	基			—	—			
プロファイル制御機	〃			—	—			
情報収集装置 I	〃			—	—			
情報収集装置 II	〃			—	—			
情報収集提供装置 I	〃			—	—			
情報収集提供装置 II	〃			—	—			
UD形端末回線集約装置(DSSS)	〃			—	—			
ITS無線路側機(DSSS)	〃			—	—			
電波DSSS用感知器	式			—	—			
交通 情報板	マルチパターン I	基		—	—			
	マルチパターン II	〃		—	—			
	小型文字情報板	〃		—	—			
対向車接近表示装置	〃			—	—			
監視用テレビ I	台			—	—			
監視用テレビ II	〃			—	—			
旅行時間計測端末装置	式			—	—			
中央線変移装置	m			—	—			
プログラム多段系統化	基			—	—			
プロファイル化(端末自律分散方式)	〃			—	—			
全感応化	〃			—	—			
半感応化	〃			—	—			
プログラム多段化	〃			—	—			
押ボタン化	〃			—	—			
閑散時押ボタン化	〃			—	—			
閑散時半感応化	〃			—	—			
速度感応化	〃			—	—			
右折感応化	〃			—	—			
多現示化	〃			—	—			
歩車分離化 I	〃			—	—			
歩車分離化 II	〃			—	—			
歩行者感応化	〃			—	—			
歩行者感応化(画像処理)	〃			—	—			
視覚障害者用付加装置	〃			—	—			
高齢者等感応化	〃			—	—			
音響式歩行者誘導付加装置	〃			—	—			
歩行者支援装置 I	〃			—	—			
歩行者支援装置 II	〃			—	—			
歩行者支援装置 III	〃			—	—			
信号機電源付加装置 I	〃			—	—			
信号機電源付加装置 II	〃			—	—			
信号灯器 改 良 (LED化)	車両用灯器	式		—	—			
	歩行者用灯器	〃		—	—			
	歩行者用灯器(経過時間表示機能付)	〃		—	—			
全感応	基			—	—			
半感応	〃			—	—			
プログラム多段	〃			—	—			
押ボタン	〃			—	—			
車両用灯器	灯			—	—			
歩行者用灯器	〃			—	—			
歩行者用灯器(経過時間表示機能付)	〃			—	—			
信号機移設 I	式			—	—			
信号機移設 II	〃			—	—			
配線地中化	〃			—	—			
道 路 標 識	オーバ ーヘッ ド	可変式	灯火式	基		—	—	
			反射式	〃		—	—	
		固定式	灯火式	〃		—	—	
			反射式	〃		—	—	
	オーバ ーハ ン グ	可変式	灯火式	本		—	—	
			反射式	〃		—	—	
		固定式	灯火式	〃		—	—	
			反射式	〃		—	—	
			照明灯付横断歩道標識	〃		—	—	
	路 側 式	可変式	〃		—	—		
固定式		〃		—	—			
固定式(高輝度)		〃		—	—			
固定式(自発光)		〃		—	—			
道 路 標 示	横断歩道	km		—	—			
	横断歩道(高輝度)	〃		—	—			
	横断歩道(エスコートゾーン)	m		—	—			
	実線	km		—	—			
	実線(高輝度)	〃		—	—			
	調査費				—			
	総 計							





交付対象事業の内訳

(単位:千円)

種 別	単位	交付を受けた交付金		事業実績			
		数量	事業に要する経費の額	交付金の額	数量	事業に要した経費の額	
交通 管制	センター	-	-	-	-	-	
	集中制御機	基	-	-	-	-	
	プロフィール制御機	//	-	-	-	-	
	情報収集装置 I	//	-	-	-	-	
	情報収集装置 II	//	-	-	-	-	
	情報収集提供装置 I	//	-	-	-	-	
	情報収集提供装置 II	//	-	-	-	-	
	UD形端末回線集約装置(DSSS)	//	-	-	-	-	
	ITS無線路側機(DSSS)	//	-	-	-	-	
	電波DSSS用感知器	式	-	-	-	-	
	交 通 情報板	マルチパターン I	基	-	-	-	-
		マルチパターン II	//	-	-	-	-
		小型文字情報板	//	-	-	-	-
	対向車接近表示装置	//	-	-	-	-	
	監視用テレビ I	台	-	-	-	-	
	監視用テレビ II	//	-	-	-	-	
	旅行時間計測端末装置	式	-	-	-	-	
	中央線変移装置	m	-	-	-	-	
信号 機改良	プログラム多段系統化	基	-	-	-	-	
	プロフィール化(端末自律分散方式)	//	-	-	-	-	
	全感応化	//	-	-	-	-	
	半感応化	//	-	-	-	-	
	プログラム多段化	//	-	-	-	-	
	押ボタン化	//	-	-	-	-	
	閑散時押ボタン化	//	-	-	-	-	
	閑散時半感応化	//	-	-	-	-	
	速度感応化	//	-	-	-	-	
	右折感応化	//	-	-	-	-	
	多現示化	//	-	-	-	-	
	歩車分離化 I	//	-	-	-	-	
	歩車分離化 II	//	-	-	-	-	
	歩行者感応化	//	-	-	-	-	
	歩行者感応化(画像処理)	//	-	-	-	-	
	視覚障害者用付加装置	//	-	-	-	-	
	高齢者等感応化	//	-	-	-	-	
	音響式歩行者誘導付加装置	//	-	-	-	-	
	歩行者支援装置 I	//	-	-	-	-	
	歩行者支援装置 II	//	-	-	-	-	
	歩行者支援装置 III	//	-	-	-	-	
	信号機電源付加装置 I	//	-	-	-	-	
	信号機電源付加装置 II	//	-	-	-	-	
	信号灯器 改 良	車両用灯器	式	-	-	-	-
		歩行者用灯器	//	-	-	-	-
	(LED化)	歩行者用灯器(経過時間表示機能付)	//	-	-	-	-
	信号 機新設	全感応	基	-	-	-	-
		半感応	//	-	-	-	-
プログラム多段		//	-	-	-	-	
押ボタン		//	-	-	-	-	
車両用灯器		灯	-	-	-	-	
歩行者用灯器		//	-	-	-	-	
歩行者用灯器(経過時間表示機能付)	//	-	-	-	-		
信号機移設 I	式	-	-	-	-		
信号機移設 II	//	-	-	-	-		
配線地中化	//	-	-	-	-		
道 路 標 識	オー バー ヘッ ド	可変式	灯火式	基	-	-	-
			反射式	//	-	-	-
		固定式	灯火式	//	-	-	-
			反射式	//	-	-	-
	オー バー ハン グ	可変式	灯火式	本	-	-	-
			反射式	//	-	-	-
		固定式	灯火式	//	-	-	-
			反射式	//	-	-	-
	路 側 式	照明灯付横断歩道標識	//	-	-	-	-
		可変式	//	-	-	-	-
固定式		//	-	-	-	-	
固定式(高輝度)		//	-	-	-	-	
固定式(自発光)	//	-	-	-	-		
道 路 標 示	横断歩道	km	-	-	-	-	
	横断歩道(高輝度)	//	-	-	-	-	
	横断歩道(エスコートゾーン)	m	-	-	-	-	
	実線	km	-	-	-	-	
	実線(高輝度)	//	-	-	-	-	
調査費							
総 計							